

令和3年度 国主催慰霊巡拝の参加者募集

令和3年4月

東京都

東京都では、戦没者を慰霊するため実施される国主催の慰霊巡拝の参加者（戦没者の御遺族）のうち東京都在住の御遺族の募集を行っています。御遺族の肉親が亡くなった現地で、旧主要戦域となった陸上及び遺骨収集の望めない海上等における戦没者、又は旧ソ連・モンゴル地域において抑留中に死亡した方を対象として、慰霊巡拝を行います。

1 実施予定

実施予定地域		実施予定時期	日程表 (予定)	募集人員 (全国)	申込書類 提出締切日	概算所要 経費(円)
旧ソ連	カザフスタン共和国	8月24日(火) ～9月4日(土)	【別紙2】	15	5月7日(金)	約200,000 から 350,000
	イルクーツク州・ブ リヤート共和国	9月13日(月) ～9月24日(金)	【別紙6】	15	5月26日(水)	
	ハバロフスク地 方・ユダヤ自治州	9月13日(月) ～9月24日(金)	【別紙7】	15	5月26日(水)	
中国東北地方(旧満州地 区全域)	9月1日(水) ～9月10日(金)	【別紙5】	15	5月12日(水)		
南方地域	インドネシア(ニュー ギニア島西部を含む)	9月1日(水) ～9月9日(木)	【別紙1】	15	4月16日(金)	
	東部ニューギニア (ニューギニア島東部)	9月11日(土) ～9月18日(土)	【別紙3】	20	5月7日(金)	
	北ボルネオ	9月22日(水) ～9月29日(水)	【別紙4】	15	5月7日(金)	
	ビスマーク諸島	10月9日(土) ～10月16日(土)	【別紙8】	10	6月2日(水)	
	トラック諸島	10月22日(金) ～10月27日(水)	【別紙9】	15	6月15日(火)	
	ミャンマー	11月11日(木) ～11月19日(金)	【別紙10】	15	6月15日(火)	
	フィリピン	令和4年 2月17日(木) ～2月24日(木)	【別紙12】	80	9月7日(火)	
硫黄島(第1次) (羽田空港発着)	令和3年 11月9日(火) ～11月10日(水)	【別紙11】	100	7月9日(金)	約20,000 から 30,000	
硫黄島(第2次) (羽田空港発着)	令和4年 3月1日(火) ～3月2日(水)	【別紙13】	100	10月19日(火)		

- ※ 実施予定時期、実施期間等は変更になる場合があります。
- ※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、日程の大幅な変更又は中止される場合があります。
 なお、実施の可否等はお申込み後に判断される予定ですので、参加希望の方は裏面の連絡先まで早目にお電話の上、必ず「申込書類提出締切日」までに書類提出をお願いします。
- ※ 日程表(予定)は現時点の予定であり、最終的な日程は今後参加希望者のゆかりの地等を可能な限り考慮して最終的な日程が決められていきます。ただし、日程や現地事情の制約のため、必ずしも肉親の戦没地点・埋葬地で慰霊が行えるとは限りません。
- ※ 所要経費について
 上記「概算所要経費」の内容：航空運賃等、滞在費、雑費(旅行取扱手数料)及び空港使用料
 経費の確定は出発の10日程前になり、上記概算経費を上回る場合もあります。
 確定経費のうち1/3程度が、国から参加者(介助者を除く)に補助されます。

3 申込方法

都内在住の方は、東京都で、下記（１）の仮受付を行います。

参加は先着順とはなりません、戸籍書類等の準備が必要となりますので、早目にお問合せください。

【申込までの流れ】

- (1) 下記連絡先までお電話ください。簡単な聞き取りにより仮受付をさせていただきます。
- (2) (1)の仮受付をした方に、東京都から御案内（内申書様式、日程（案）、申込要領等）を郵送します。
- (3) 御検討の上正式に申し込む方は、提出書類を、上記1「実施予定」に記載の各地域の申込締切日までには下記担当に届くように提出（郵送）いただきます。

【連絡先】〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
東京都福祉保健局生活福祉部計画課援護恩給担当
電話 03-5320-4078（直通）

※ 都外在住の方は、お住まいの道府県で受付をします。

同一戦没者の複数の御遺族で申し込む場合も、各在住都道府県で受け付けます。受付期間や方法は、各道府県にお問合せください。

4 申込資格

- (1) 慰霊巡拝を行う戦域における戦没者の御遺族
配偶者（再婚した方を除く。）、父母、子、兄弟姉妹、孫、参加する子・兄弟姉妹の配偶者、甥姪
- (2) 健康状態が良好で団体行動を支障なく行える方
必要があれば介助者の同行が認められます。（「高齢」や「不安」等の理由では認められません。）
※ 介助者には国からの費用の補助はありません。

5 参加優先順位

原則として、当該地域の慰霊巡拝及び遺骨収集に参加したことのない方及び当該戦域を一度も訪問したことのない方が優先されます。（過去5年以内（平成28年度以降）に国主催慰霊巡拝に参加した方は、原則として定員に空きがある場合のみ参加可能です。）

定員を超える申込みがあった時は、国により参加内定者の選定が行われ、選考条件を満たす方でも参加できない場合があります。

6 提出書類

詳細は上記3（2）の御案内で御確認ください。

- (1) 参加遺族代表者内申書 *用紙は、東京都からお送りします。
- (2) 参加希望者の現在の戸籍謄本又は抄本の全ページ（原本）*申込み前180日以内に発行されたもの
- (3) 戦没者の死亡場所及び死亡日並びに参加希望者と戦没者との関係がわかる戸籍謄本の全ページ（コピー可）*発行年月日は不問ですが、発行年月日と発行者が確認できるもの
- (4) 質問票（健康チェック票） *用紙は、東京都からお送りします。
- (5) （介助が必要な方は）介助者内申書 *用紙は、東京都からお送りします。
- (6) （介助が必要で障害者手帳等をお持ちの方は）障害者手帳等の写し
- (7) （内定者のみ）医師の証明書、パスポートの写し（硫黄島を除く。）
申込み時には必要ありません。後日、内定された方に直接御連絡いたします。

7 参加者の留意事項（抜粋）

参加する遺族は政府代表という立場のもとに、実施地域で亡くなられたすべての戦没者又は抑留中死亡者に対して慰霊を行うという任務があります。

したがって、参加者には全行程参加していただくことになり、自分の肉親の戦没地点の慰霊のみや合同追悼式のみでの参加は認められません。

また、参加する遺族は政府派遣団の一員として団体行動が基本原則となります。